

(共通)助成対象について

NO	質問内容	回答
1	横浜市で申請後、他都市へ転居しても助成対象か。	申請日において横浜市内に住所を有する方であれば助成対象となります。（決定通知などは申請時の住所に送付するため、郵便局に転居届の届出をお願いいたします。）
2	指定医療機関とはどこか。	神奈川県指定医療機関は、下記URLの神奈川県ホームページ「3 指定医療機関について」に記載のとおりです。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/ganchiryou/ninnyousei-jyosei.html#youkou4 他都道府県の指定医療機関は、各都道府県のホームページをご覧ください。各都道府県は、令和3年3月23日健発0323第6号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」の規定に基づき指定しています。
3	不妊治療も対象となるか。	不妊治療は、助成対象外です。本助成金の対象となる方は、以下の治療を受ける方のみとなります。 ① 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療 ② 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等 ③ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンコニ貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等 ④ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
4	消費税も助成対象ですか。	自由診療にかかる消費税も助成対象です。